

# 飲食店への営業時間短縮の第8次要請(要請内容変更) ~まん延防止等重点措置を実施すべき区域~

対象	香川県内において、食品衛生法に基づく営業許可を得て、店舗を有し、飲食店又は喫茶店の営業を行う法人又は個人事業主 ✓ 小売りを営業主体とする場合やテイクアウト専門店等は除く			
対象区域	<b>高松市内【知事が定める区域】</b>		<b>高松市以外の市町</b>	
根拠	特措法第31条の6第1項		特措法第24条第9項	
実施期間	令和3年9月13日(月)午前0時～9月30日(木)午後12時		令和3年9月13日(月)午前0時～9月30日(木)午後12時	
要請の内容	<b>9月24日(金)まで</b>	<b>9月25日(土)以降</b>	<b>9月24日(金)まで</b>	<b>9月25日(土)以降</b>
	✓ 夜間営業している飲食店に対し、営業時間短縮の要請		✓ 夜間営業している飲食店に対し、営業時間短縮の協力要請	
	✓ 営業時間は、午前5時から <b>午後8時まで</b> に限る		✓ 営業時間は、午前5時から <b>午後8時まで</b> に限る	✓ 営業時間は、午前5時から <b>午後9時まで</b> に限る
	✓ 飲食を主として業としている店舗への『カラオケ設備の利用自粛』を要請		✓ 『酒類の提供』は <b>午後7時まで</b>	✓ 『酒類の提供』は <b>午後8時まで</b>
	✓ 『酒類の提供(客の店内持込みを含む)を行わない』よう要請	✓ 『酒類の提供(客の店内持込みを含む)を行わない』よう要請	✓ 『かがわ安心飲食店認証制度の認証店』に <b>限り</b> 、「通常営業を行う」又は「営業時間の短縮を行う」を <b>選択可能</b>	
	☆ 『かがわ安心飲食店認証制度の認証店』についても、『上記の全て』において <b>同様の取扱い</b> とする。	☆ 『かがわ安心飲食店認証制度の認証店』に <b>限り</b> 、1グループ4人以内又は同居家族のみの利用の場合は、『酒類の提供』を <b>午後7時半まで可能</b> とする。	→ <b>9月8日までに</b> 、認証申請のあった店舗については、 <b>認証申請中</b> として認証店と同様、 <b>選択制を可能</b> とする(申請を取り下げた場合を除く)	→ <b>9月21日までに</b> 、認証申請のあった店舗については、 <b>認証申請中</b> として認証店と同様、 <b>選択制を可能</b> とする(申請を取り下げた場合を除く)

飲食店を経営されている皆様には、長期間の要請となり、ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。